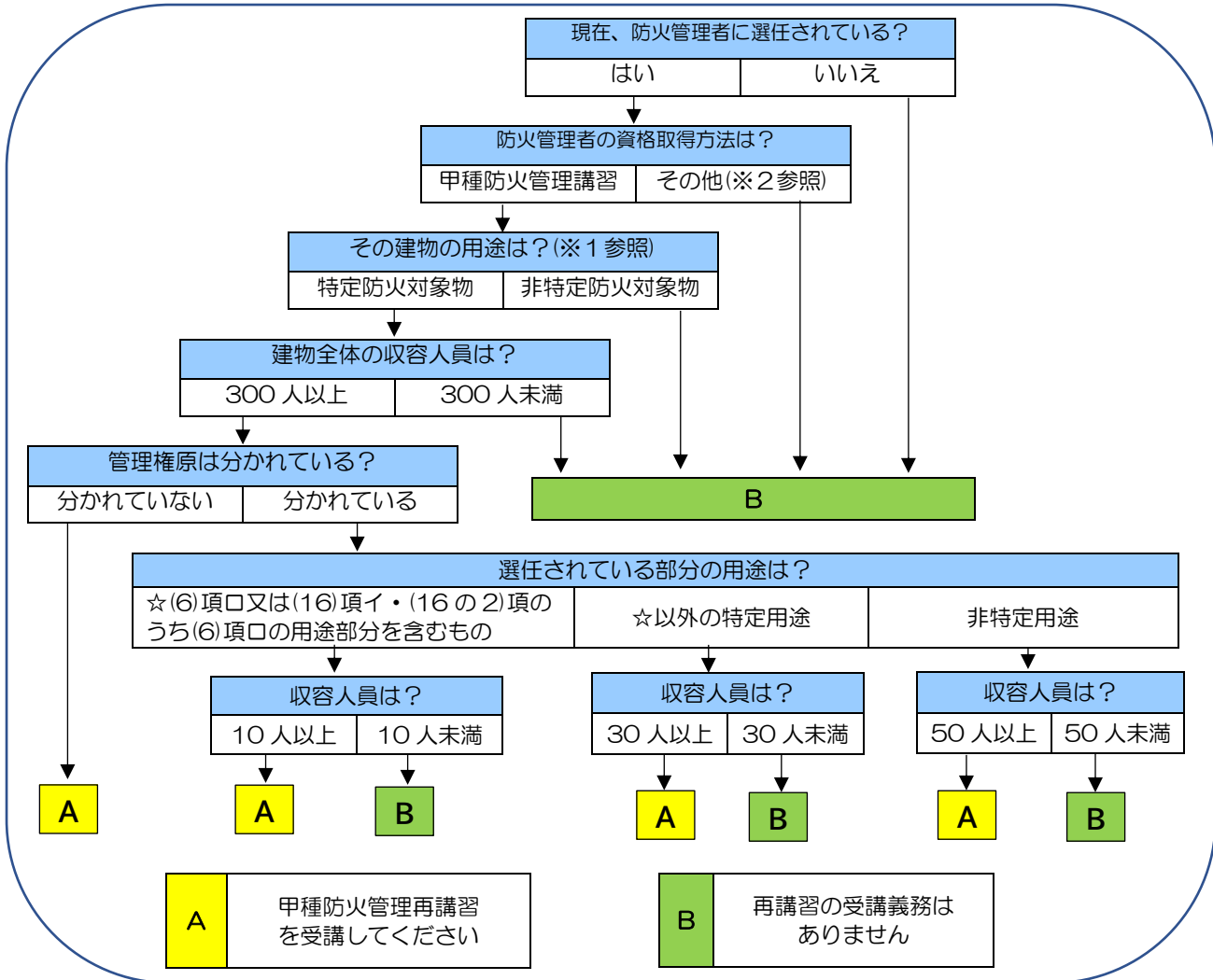


# 甲種防火管理再講習とは？

【消防法施行規則第2条の3・甲種防火管理再講習について定める件(平成16年消防庁告示第2号)】

映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、地下街など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）で、収容人員300人以上の建物の防火管理者については、平成18年4月から甲種防火管理再講習の受講が義務付けられています。

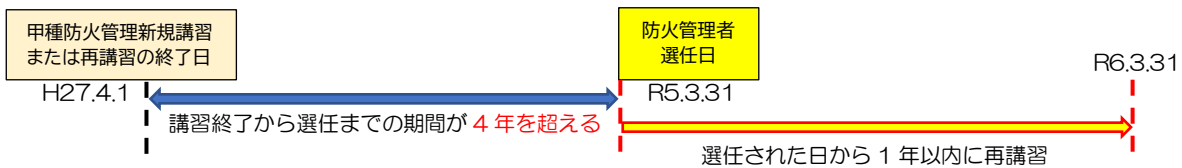
## 甲種防火管理再講習の受講義務フローチャート



## 甲種防火管理再講習の受講期限について

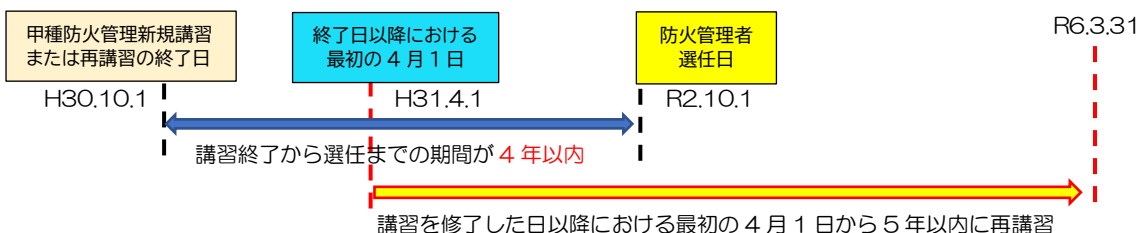
甲種防火管理再講習の受講期限には、以下2つの場合があります。

① 防火管理者に選任された日の4年前までに、甲種防火管理新規講習または再講習を修了した方



② 甲種防火管理講習または再講習を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内

①以外の方



※1 消防法施行令別表第1(抜粋)

…特定用途防火対象物

項	用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 □ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの □ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 □ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの □ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 □ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 □ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業所
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの □ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	準地下街
(17)	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

※2 防火管理講習受講者以外で防火管理者として認められる者【消防法施行令第3条・消防法施行規則第2条】

- ・学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの
- ・市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者
- ・労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者
- ・防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- ・危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- ・鉱山保安法の規定により保安管理者として選任された者
- ・国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ・警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- ・建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの
- ・市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- ・その他消防庁長官が定める者